2023 年 5 月 15 日　更新

公益社団法人日本プラントメンテナンス協会

機械保全技能検定　事務局

機械保全技能検定試験の実施における
新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策について（ガイドライン）
◆◆◆　受検申請前に必ずご確認ください　◆◆◆

機械保全技能検定試験の実施にあたり、厚生労働省発行の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従い、取り組むべき対策をガイドラインとして定めておりました。しかし、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることになりました。廃止に伴い基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりましたので、当会としては 2023 年度第 1 回試験については、2023 年 3 月 1 日に更新されたガイドラインに従い試験を実施することといたしました。

※2023 年度第 2 回試験については、8 月頃までに方針を決定いたします。

１．基本的な感染対策について

基本的な感染対策として、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を行いますので、受検者のみなさまにも感染防止対策について協力をお願いいたします。

２．試験会場来場の際の受検者（ならびに運営スタッフ等）へのお願い

（１）新型コロナウイルス感染症を含む感染症に罹患し、試験日当日が療養期間中の受検者は受検することは適当でないため、受検を控えてください。
※検定委員・運営スタッフも同様の対応となります

（２）受検者（ならびに運営スタッフ等）は、試験会場において下記事項の協力をお願いします。

・試験会場における感染症拡大防止への協力

・マスクの持参および会場内でのマスクの着用

→会場におけるマスクの着用等については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、試験中は可能な範囲でマスク着用をお願いさせていただきます。ただし、試験会場となる施設にてマスク着用義務がある場合、マスク着用しない方は受検できません。

・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

３．試験会場での対応

（１）試験会場の入口及び施設内に、消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備します。

（２）試験実施機関は、必要に応じて検温を実施するなど、受検者等の健康状態を確認させていただきます。

（３）受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れることがあります。

（４）適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めます。また、試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めます。

（５）試験の配席・配置に当たっては、必要な間隔を取るように配席・配置を行います。

（６）共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒します。

（７）試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないよう一度に使用する人数を減らしたり、相互に間隔が確保できるよう措置を行います。

（８）試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、配慮します。

以上

本資料について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
＜公益社団法人日本プラントメンテナンス協会　機械保全技能検定　事務局＞
お問合せフォーム　：　https://www.kikaihozenshi.jp/contact/pc/
公式サイト　：　https://www.kikaihozenshi.jp/